

第22回 ガスシステム改革小委員会  
事務局提出資料

改正ガス事業法及び改正熱供給事業法について

---

平成27年8月20日(木)

# 今般の法律改正の全体像について

---

- 「エネルギー基本計画」で示した「市場の垣根を外していく供給構造改革等」を推進するためには、市場ごとの縦割型産業構造に代わる将来像を志向する制度改革を総合的・一体的に実現することが不可欠。
- このため、電力の第3弾改正法案とあわせて、都市ガス、熱供給に関する制度改革を盛り込んだ法案を本通常国会に提出し、平成27年(2015年)6月17日に成立(同月24日公布)。
- 平成28年(2016年)からの電力の小売全面自由化に先立って平成27年(2015年)中に創設が必要となる新たな規制組織の設置に関する法律(経済産業省設置法等)と併せた束ね法(予算関連法案)としている。

- 【電力】** 電気事業法の改正(第3弾)による法的分離等の実施  
※小売全面自由化については第2弾改正法で措置済
- 【都市ガス】** ガス事業法の改正による小売全面自由化等の実施
- 【熱供給】** 熱供給事業法の改正による料金規制の撤廃等の実施
- 【規制組織】** 経済産業省設置法等の改正による新たな規制組織の創設とエネ庁からの業務の移管等

# 改正ガス事業法について

---

### ① 小売参入の全面自由化

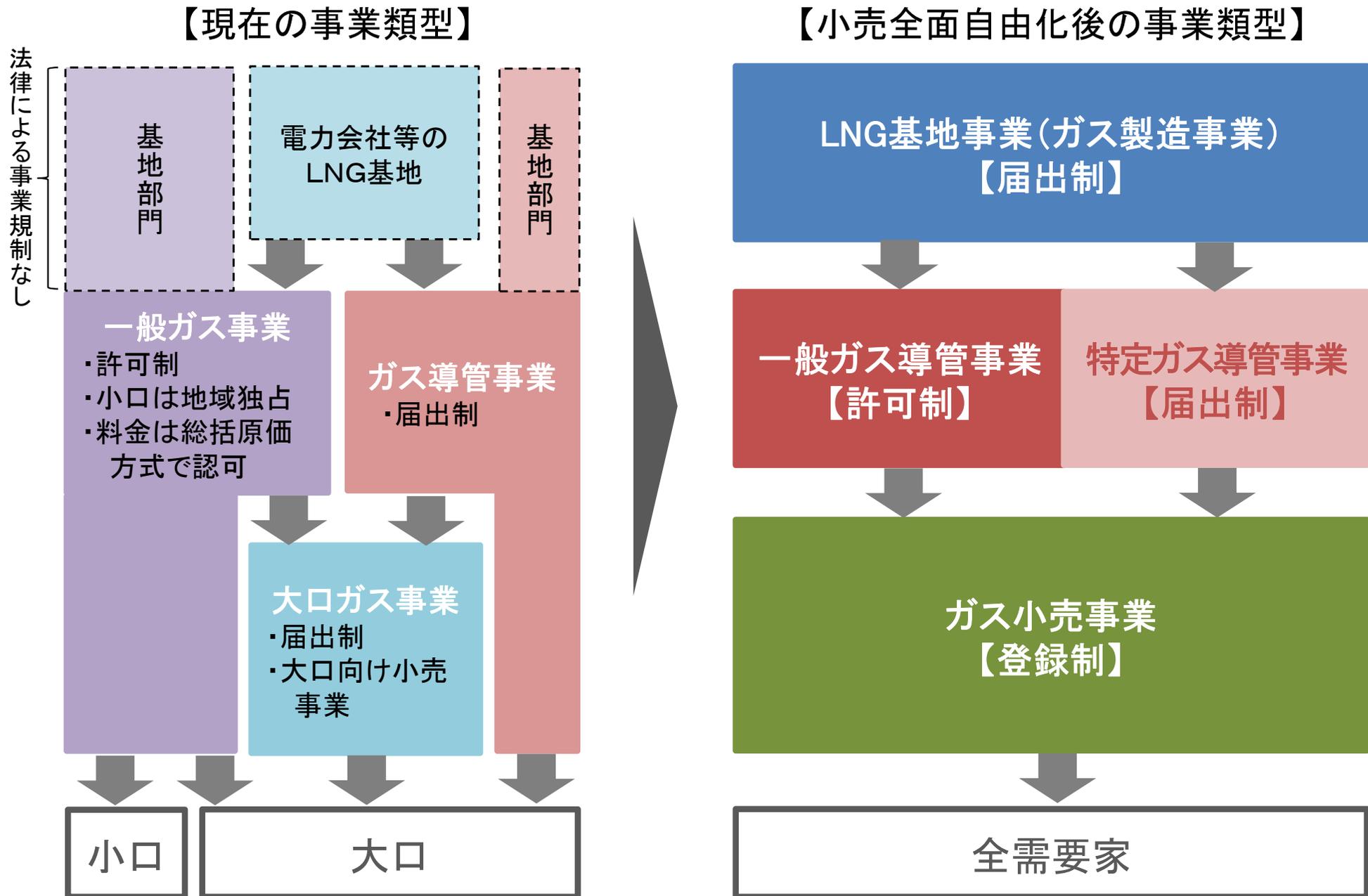
- 現在、一般ガス事業者にはしか認められていない家庭等へのガスの供給について、小売の地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であればガスの小売事業への参入を可能とする。
- 小売料金規制を原則撤廃。ただし、需要家保護の観点から、競争が不十分な地域には規制料金メニューの提供を経過措置として義務付ける。
- また、都市ガスの小売全面自由化に併せ、簡易ガス事業<sup>(※)</sup>について許可制の下での地点独占、料金規制を廃止し、ガス小売事業者として都市ガスの供給区域に参入することを可能にする。  
(※)70戸以上の一の団地にガスを導管で供給する事業

### ② ライセンス制の導入

- 小売参入全面自由化により、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別がなくなることから、LNG基地事業(ガス製造事業)、ガス導管事業、ガス小売事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。  
(LNG基地事業は届出制、一般ガス導管事業は許可制、特定ガス導管事業は届出制、ガス小売事業は登録制とする。)

### ③ LNG基地の第三者利用

- LNG基地を保有する事業者を対象に、第三者による利用を正当な理由なく拒否することを法律により禁止。 ※ガス会社のみならず、電力会社等が保有するLNG基地も同様。
- 料金の算定方法など利用条件を約款として届出・公表することを義務付け、条件が不適當な場合は国が変更を命令。



※現行のガス事業法においては、上記の事業類型のほか、簡易ガス事業も存在。

#### ④ ガス導管網の整備促進

- 一般ガス導管事業者については、地域独占や料金規制を維持し、安定供給を確保。
- 全てのガス導管事業者に、導管の相互接続に係る努力義務を課す。
- 導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設。

#### ⑤ 保安の確保

- 導管網の保安及び小口需要家が保有する内管の点検・緊急保安に関する法律上の義務を、従来の都市ガス事業者をはじめとしたガス導管事業者等に課す。保安に係る費用については、託送供給約款等において制度的に担保し、確実に回収。
- 消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務を、消費者と接点の多いガス小売事業者に課す。
- 災害発生時も含めた、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」に関するガス事業者間の連携・協力について、全てのガス事業者に義務を課す。自由化や分社後もこれまでと同様の災害対応ができるよう、ガス導管事業者と新規参入者を含めたガス小売事業者の連携ルール等を整備する予定。定期的な訓練や情報共有を実施することで、円滑な緊急時対応に備える。

## ⑥ 導管部門の法的分離の実施と行為規制

- ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、導管総距離の長い大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているLNG基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（ガス導管事業の「法的分離」）。（大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持。）
- なお、導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

### 「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

⑦ 施行期日と検証規定等

- 新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムを新たに構築する必要性等を踏まえ、小売全面自由化は、公布の日から2年6月以内の政令で定める日(=平成29年(2017年)目途)に施行する。
- 安定供給や災害時保安のためのルールやシステムを整備するための準備期間を確保する必要性等を踏まえ、法的分離は平成34年(2022年)4月1日に施行する。
- また、電気事業法の改正と同様、制度改革の各段階において、様々な課題について検証を行い、課題を克服しながら改革を進める必要があるため、こうした趣旨を明らかにする検証規定を設ける。
- 具体的には、①法的分離の施行前、②法的分離の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨を規定。
- また、LNGの調達並びにガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策の推進を行うことが、政府の責務である旨を規定。

ガス事業法に係る検証規定の概要

附則第75条 政府は、全面自由化及び法的分離の後の改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

ガス事業法に係る責務規定の概要

附則第75条 (略)

2 政府は、法的分離に係る法改正後のガス事業法の施行に当たっては、LNGの調達並びにガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

# 改正熱供給事業法について

---

## ① 熱供給事業者に対する規制の合理化

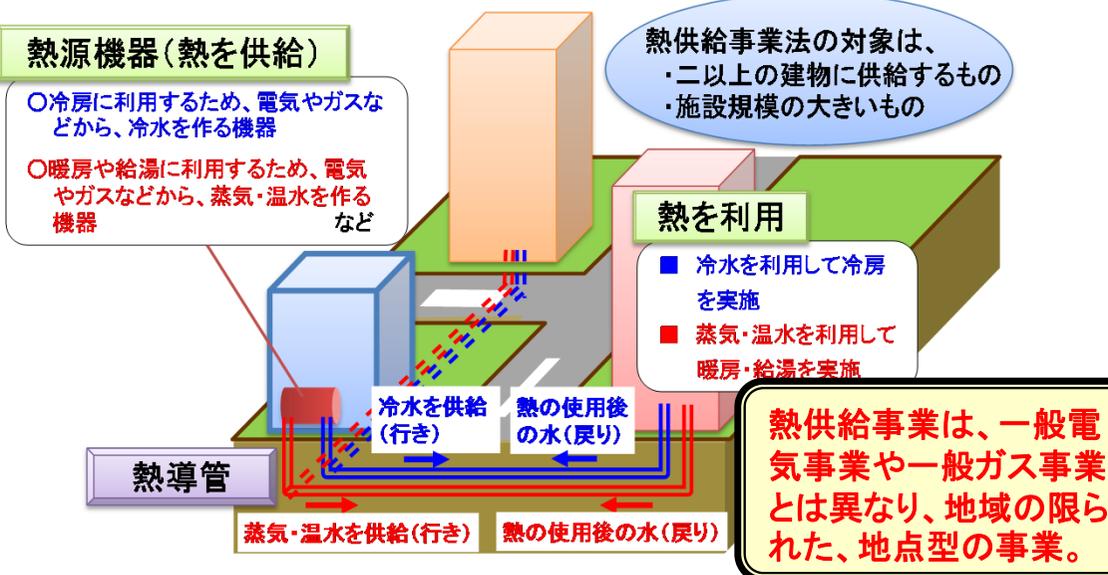
- 現在「許可制」としている参入規制を、「登録制」とする。
- 料金規制や供給義務などの規制は撤廃する。

## ② 需要家を保護するための措置

- 需要家に対して十分な説明を行わないまま契約を締結する者が現れることなどにより、需要家利益が阻害されることを防止するため、熱供給事業者に対し、①料金等の説明義務、②書面交付義務、③苦情処理義務、④必要な供給設備の保有義務などを課す（電気事業法と同様の措置）。
- また、他の熱源（エアコン、ガスストーブ等）に容易に切り替えることができない需要家（団地の家庭需要家等）が存在することを踏まえ、こうした需要家に対して熱供給を行う熱供給事業者に対しては、料金規制や供給義務などの規制を経過措置として存続させる。

## ③ 施行期日

- 公布の日から1年6月以内の政令で定める日（＝平成28年（2016年）目途）に施行する。



○ 日本全国に76事業者、137地点が操業中  
 【代表的な事例】（平成27年8月現在）

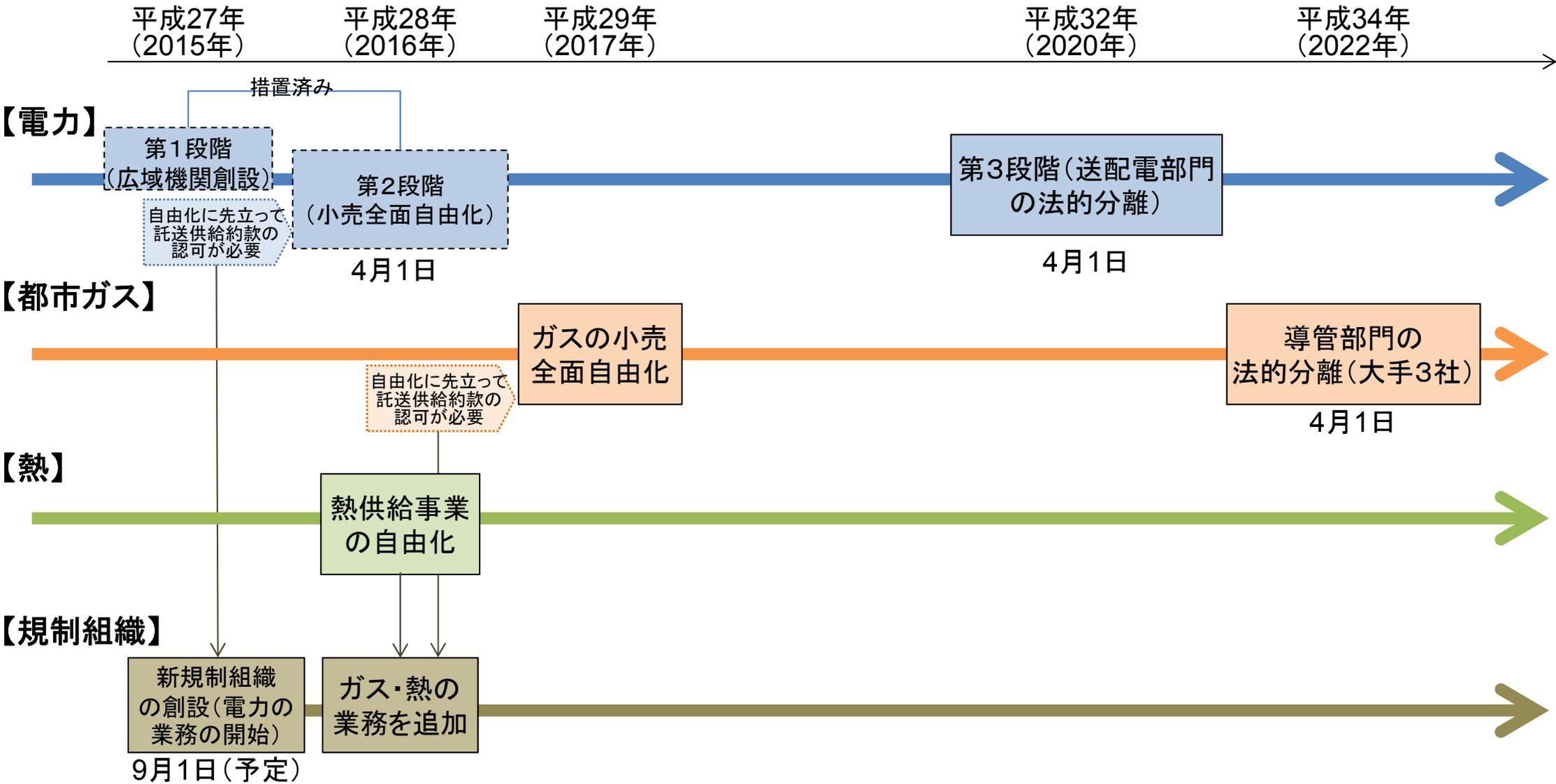
- ・六本木ヒルズ地区
- ・品川八潮団地地区
- ・東京スカイツリー地区
- ・みなとみらい21中央地区

|          | 一般電気事業   | 一般ガス事業  | 熱供給事業 |
|----------|----------|---------|-------|
| 供給区域面積※1 | 100%     | 5.8%    | 0.01% |
| 需要家数     | 8,466万件  | 2,935万件 | 3.6万件 |
| 事業規模※2   | 18,156億円 | 193億円   | 10億円  |
| 従業員数※2   | 12,929人  | 154人    | 17人   |

※1 日本の国土面積に占める割合      ※2 一供給区域当たり

## 施行期日について

---



- 前頁のとおり、導管部門の法的分離の施行期日は、「平成34年4月」であることから、本小委員会においては、まずは、平成29年の施行を目途とするガスの小売全面自由化に加え、平成28年の施行を目途とする改正熱供給事業法に係る詳細制度設計を進めていくこととしてはどうか。
- また、電気の小売全面自由化に係る主要スケジュールは次頁のとおりであるところ、ガスの小売全面自由化においても、ガス小売事業の事前登録申請を認めたり、現在の一般ガス事業者に対して託送供給約款の事前認可申請を義務付けるなど、電気と基本的な手続きの流れは同じであることから、今後の検討を進めるに当たっては、小売全面自由化施行前に対応が必要となるガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等から優先的に議論することとしてはどうか。

## 【Ⅰ】ガス小売事業関係

- (1) ガス小売事業者の登録申請について
- (2) ガス小売事業者の登録拒否・登録取消について
- (3) ガス小売事業者の変更登録・事業休廃止について
- (4) ガス小売事業者の供給力確保義務について
- (5) ガス小売事業者の供給計画について
- (6) ガス小売事業者の説明義務・書面交付義務について
- (7) ガス小売事業者の業務改善命令について
- (8) 経過措置料金規制について

## 【Ⅱ】一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業関係

- (1) 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の定義について
- (2) 託送供給制度について
- (3) 承認事業者制度について
- (4) 同時同量制度について
- (5) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画について
- (6) ガス導管事業者の導管接続等に係る努力義務について
- (7) 最終保障供給について

## 【Ⅲ】ガス製造事業関係

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| (1) ガス製造事業者の定義について       | (4) ガス製造事業者の情報公開について |
| (2) ガス製造事業者の届出事項について     | (5) ガス製造事業者の製造計画について |
| (3) ガス製造事業者のガス受託製造約款について |                      |

## 【Ⅳ】その他

- (1) ガス導管の整備促進措置について
  - ① 需要調査費を託送料金で回収する仕組みなど、ガス導管の整備を促進するための託送供給制度の在り方をどうするか。
  - ② 全体最適的な導管整備方針の内容をどうするか。
- (2) 二重導管規制について
- (3) 新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムについて
- (4) 卸料金等の取引条件の監視について
- (5) 施行時期について
- (6) いわゆる3社提案について

## 【Ⅴ】熱供給事業法関係

- (1) 熱供給事業者の登録申請について
- (2) 熱供給事業者の登録の拒否について
- (3) 熱供給事業者の変更登録について
- (4) 熱供給事業者の事業休廃止について
- (5) 熱供給事業者の説明義務・書面交付義務について
- (6) 熱供給事業者の供給力確保義務について
- (7) 経過措置料金規制について
- (8) 施行時期について

※赤字で囲った論点は、特に優先して議論すべき論点。

- 電気の小売全面自由化を実施するための改正電気事業法は、昨年6月18日に公布された。
- 小売全面自由化の施行日は、公布後2年6月以内の政令で定める日と規定されているところ、**本年6月30日(火)の閣議において、来年4月1日から施行することを閣議決定**(①)。
- また、以下の②③④のスケジュールについても併せて閣議決定されたところ。

**①小売全面自由化の開始**

③小売電気事業に係る事前登録申請の受付開始

②現在の一般電気事業者による託送供給等約款の認可申請期限

④現在の一般電気事業者による最終保障供給約款・離島供給約款の届出期限

7/31

8/3

12/28

4/1

平成27年

平成28年

<上記のスケジュールに関連して、整備を進めている主な省令>

(②に関連するもの)

- 託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(公布済み)  
→託送供給料金の算定方法などを定めるもの。

(③に関連するもの)

- 小売電気事業の登録の申請等に関する省令(公布済み)  
→登録申請書の様式や、説明義務の具体的内容などを定めるもの。

【注1】④についても、今後、最終保障供給約款等に記載すべき事項などを定める省令を整備する予定。

【注2】①についても、今後、発電事業者の要件などを定める省令を整備する予定。